

午後4時58分 開議

---

○議長（木下一己君） 会議を再開いたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合により、同規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長いたします。開議時刻は17時30分を本会議の開会時刻といたします。

ここで、委員会審査のため休会といたします。

午後4時58分 散会

午後5時29分 開議

---

○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

議事日程は、御手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第1号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において委員会に付託を受けた、議案第1号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第5号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

提案は第5回目の補正予算で、歳入歳出ともに2億5,658万円を追加し、予算総額を61億6,906万円としようとするものです。

今回の補正の要因は、補助採択、災害復旧によるもの、緊急を要するものなどです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要説明を受け、その後、所管課長などからの詳細説明を受けました。その内容と質疑、そして意見等について報告します。

まず、議案書3ページ、継続費補正です。

宿泊研修交流施設建設事業に係る総額4億4,366万円で、平成28、29年度の年割額を追加するものです。

次に、地方債補正です。

南4条通り線道路改良舗装事業債を2,180万円に変更するものです。

また、宿泊研修交流施設建設事業債と宿泊研修交流施設ヒートポンプ整備事業債の限度額をそれぞれ7,660万円と540万円に追加するものです。

次に、歳出ですが、事項別明細書5ページです。

款5農林業費、項1農業費、目2農業振興費、節15工事請負費で1,110万円が計上されております。本予算は上名寄に計画している農業研修施設整備事業に係るもので、ビニールハウス1棟165㎡、圃場整備工事原土700㎡運搬、養生等の経費です。ビニールハウ

スについては、11棟計画のうち1棟を先行して整備するもので、残りの棟などは今後柔軟に対応していくこととしています。

次に、款6 商工労働費、項1 商工費、目1 商工振興費、節12 役務費、13 委託料、15 工事請負費で、宿泊研修交流施設建設工事等の経費2億1,025万円が計上されております。

本予算は、第1回定例会時の委員会審査において、減額する修正動議が提案されて、一部を減額する修正案が可決し、その後、町長から減額訂正の申し出があり、本会議において承認され、当委員会に付託を受け、減額した事案に関わる予算であります。

委員の各質問に対して、「赤字を出さない運営を行うことが基本である。」「本施設は行政財産である。」「公の施設の設置条例を出す。」「管理運営について1～2年委託を考えている。その後、指定管理をしていきたい。」「基本的に管理は町内業者を考えている。」「あらゆる機会の説明してきた。」「誘致企業対策が第一ではない。」などの答弁がありました。

委員から、「収支計画について客観的第三者のチェックが必要ではないか。」「宿泊施設の待望論がある。」「今後、地域経済の活性化のため必要である。」「今後、良い方向に努力してほしい。」「町民理解を得るための努力をしていない。」「計画変更の設計費計上が必要ではないか。」などの意見がありました。

次に、款7 土木費、項2 道路橋梁河川費、目1 道路橋梁河川費、節13 委託料、事項別明細書6ページでございます…15 工事請負費で1,820万円が計上されております。宿泊研修交流施設建設に係る、南4条通り線道路雨水排水管切替工事等の経費です。

次に、款12 災害復旧費、項1 災害復旧費、目1 公共土木施設災害復旧費、節14 使用料及び賃借料、15 工事請負費で1,703万円が計上されております。台風等による大雨被害に係る復旧事業等の経費です。

以上、委員会として審議の結果、原案どおり可決するものと決したところであります。

なお、款6 商工労働費、項1 商工費に含まれる目1 商工振興費、節15 工事請負費の宿泊研修交流施設建設等の予算について、発議第1号で付帯決議案を提出いたします。

以上、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第2号「平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案につきましても、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において委員会に付託を受けた、議案第2号 平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

提案は第3回目の補正予算で、歳入歳出ともに400万円を追加し、予算総額1億2,483万円としようとするものです。

今回の補正は、議案第1号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第5号）、宿泊研修交流施設建設に係るもので、南4条通り線配水管移設工事を追加し、事業確定に伴う南5条通り線配水管移設工事を減額しようとするものです。

以上、当委員会として審議の結果、原案どおり可決するものと決したところであります。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしく願います。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第3 発議第1号「議案第1号に対する付帯決議案」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 平成28年度下川町一般会計補正予算（第5号）について、宿泊研修交流施設に係る予算において、町民の理解を得られるよう、次の事項について付帯決議案を提出いたします。以上、提案趣旨を兼ねさせていただきます。

一、当該施設に係る収支計画を明らかにすること。

二、当該施設の運営は地元事業者を原則とすること。

以上、重く受け止めまして、執行していただきたい。

以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第5回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後5時42分 閉会

---